

東京都市計画区域マスタープランの案について

1. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

東京都では、現在、都市計画区域マスタープランの改定に向け、検討を進めています。

都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2の規定に基づき、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、一区市町村を超える広域的観点から、区域区分を初めとした都市計画の基本的な方針を定めるものです。

2. 都市計画区域マスタープラン改定のこれまでの経過と今後の予定

令和2年	5月	都市計画原案作成
	7月	都市計画原案の縦覧、ホームページ等で意見募集 (7/1~7/15)
	8月	公聴会の開催(8/13~8/24)
	11月	都市計画案作成、区市町村へ意見照会(11/13)
	12月	都市計画案の公告・縦覧(都市計画法第17条) (12/2~12/16)
令和3年	2月	東京都都市計画審議会へ付議
	3月	都市計画決定・告示